

秋

田

秋田労働局第14次労働災害防止計画



秋田労働局は、職業選択から退職に至るまでの職業生活において
だれもが健康で安心して働けるようサポートする労働行政機関です

 厚生労働省

秋田労働局

秋田労働局第14次労働災害防止計画のポイント

労働災害防止計画は、戦後の高度成長期における産業災害や職業性疾病の急増を踏まえ、1958年に第1次の計画が策定されたものであり、その後、社会経済の情勢や技術革新、働き方の変化等に対応しながら、これまで13次にわたり策定してきた。

この間、秋田労働局、事業者、労働者等の関係者が協働して安全衛生活動を推進する際の実施事項や目標等を示して取組を促進することにより、労働現場における安全衛生の水準は大幅に改善したが、近年の状況を見ると、労働災害による死亡者数は減少してきているものの、2022年（令和4年）は増加し、休業4日以上死傷者数に至っては、新型コロナウイルス感染症による増加を考慮しても高水準で推移している。また、高齢労働者、中小事業場の災害が多いなど中小事業場を中心に安全衛生対策の取組促進が不可欠な状況にある。さらに、職場における労働者の健康保持増進に関する課題については、働き方改革への対応、メンタルヘルス不調、労働者の高齢化や女性の就業率の上昇に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援、コロナ禍におけるテレワークの拡大や化学物質の自律管理への対応など多様化してきている。

このような状況を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、2023年度を初年度として、5年間にわたり秋田労働局、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「第14次労働災害防止計画」を、ここに策定する。

目次

・計画の目標と期間 1
・重点事項 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進 2
・重点事項 高齢労働者等の労働災害防止対策の推進 3
・重点事項 業種別の労働災害防止対策の推進（陸上貨物運送業） 4
・重点事項 業種別の労働災害防止対策の推進（建設業） 5
・重点事項 業種別の労働災害防止対策の推進（製造業） 6
・重点事項 業種別の労働災害防止対策の推進（林業） 7
・重点事項 労働者の健康確保対策の推進（メンタルヘルス対策・産業保健活動の推進） 8
・重点事項 労働者の健康確保対策の推進（過重労働対策） 9
・重点事項 化学物質による健康障害防止対策の推進 10

計画の目標と期間

計画の目標

秋田労働局、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、指標(アウトプット指標、アウトカム指標)を定め、計画期間内に達成することを目指す

計画期間

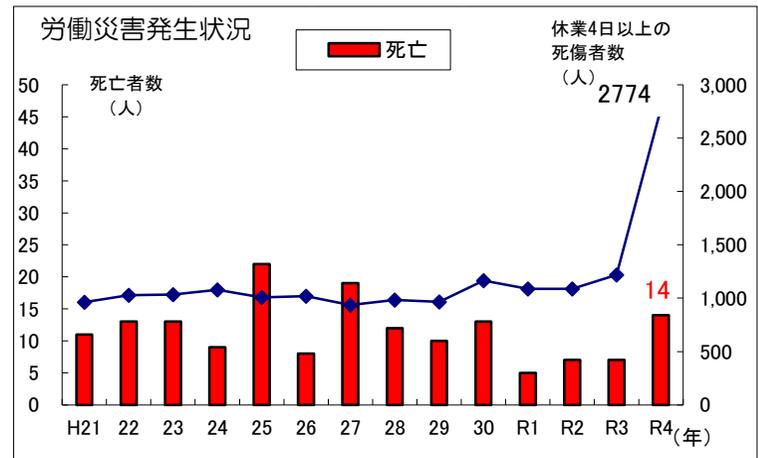
2023年4月1日～2028年3月31日

アウトカム指標の達成による労働災害減少目標

死亡災害 : 2022年と比較して、2027年までに5%以上減少

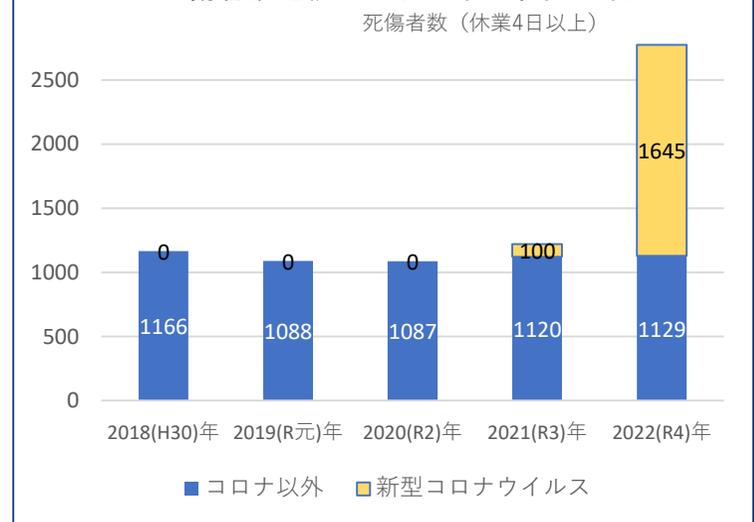
死傷災害 : 2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、2022年と比較して2027年までに減少

秋田県における労働災害発生状況



令和4年は速報値(令和5年1月末)

死傷者数比較(平成30年～令和4年)



令和4年は速報値(令和5年1月末)

重点事項 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

現状と施策の方向性

- ◆ 当局における死傷災害については、第13次労働災害防止計画期間中(2018年～2022年)増減を繰り返し、令和3年から増加している。令和2年及び3年については、新型コロナウイルス感染症へのり患による影響もあるが、それを除いたとしても死傷災害件数、千人率ともに増加傾向にある。その内訳を見ると、事故の型別では、「転倒」(32%)、「動作の反動、無理な動作」(10%)が労働災害全体の約4割(42%)を占めている。業種別には、第三次産業が5割以上を占めているが、その内訳を見ると、事故の型別は、「転倒」(51%)や「動作の反動・無理な動作」(15%)と労働者の作業行動に起因する労働災害が6割以上を占めていることから、第三次産業、とりわけ当局内において負傷者数の多くを占める、小売業及び社会福祉施設に対する対策が必要と思われる。

アウトプット指標

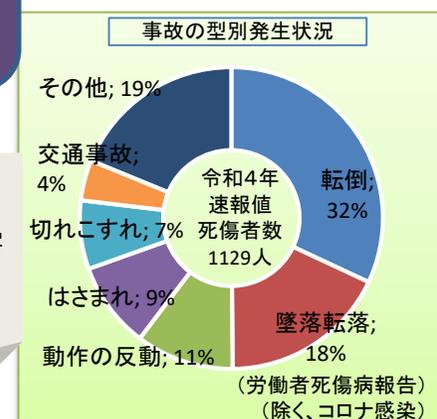
- ・ 労働者10人以上の小売業及び社会福祉施設における、転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・ 労働者10人以上の小売業・社会福祉施設の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。
- ・ 労働者10人以上の社会福祉施設の事業場における介護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

アウトカム指標

- ・ 増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
- ・ 転倒による平均休業見込日数を2027年までに35日以下とする。
- ・ 増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。

具体的取組事項

- ・ 小売業及び社会福祉施設に対して、転倒災害と腰痛災害防止に係る年間計画を作成させ、当該災害の減少につなげる。併せて、計画作成時に好事例の収集も行い、取組事例の水平展開を図る。
- ・ 小売業及び社会福祉施設に対して、正社員以外の労働者に対する安全衛生教育の実施を年間計画として策定させ、災害の減少につなげる。
- ・ +Safe協議会(小売、介護施設)を開催し取組事項・好事例等情報の共有。
- ・ 社会福祉施設における介護作業において、ノーリフトケアの導入を年間計画として策定させ、腰痛災害の減少につなげる。
- ・ 転倒災害防止プロジェクトチーム会議を実施し、ポスター等の作成により転倒防止対策の周知を図る。



重点事項 高年齢労働者等の労働災害防止対策の推進

現状と施策の方向性

- ◆ 死傷災害の増加については①労働災害発生率が高い60歳以上の高年齢労働者が増加していること、②特に第三次産業への就労者の増加に伴って、機械設備等に起因する労働災害に代わり、対策のノウハウが蓄積されていない労働者の作業行動に起因する労働災害が増加してきていること、③安全衛生の取組が遅れている第三次産業や中小事業者において労働災害が多く発生していること。その背景として、厳しい経営環境等様々な事情で安全衛生対策の取組が遅れている状況があること、④さらに、外国人労働者の雇用者数の増加に伴い、外国人労働者の死傷者数も増加傾向にある。これら労働災害の防止対策を強化する必要がある。

アウトプット指標

- ・ 労働者50人以上の事業場における「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・ 外国人労働者に対する安全衛生対策として、母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

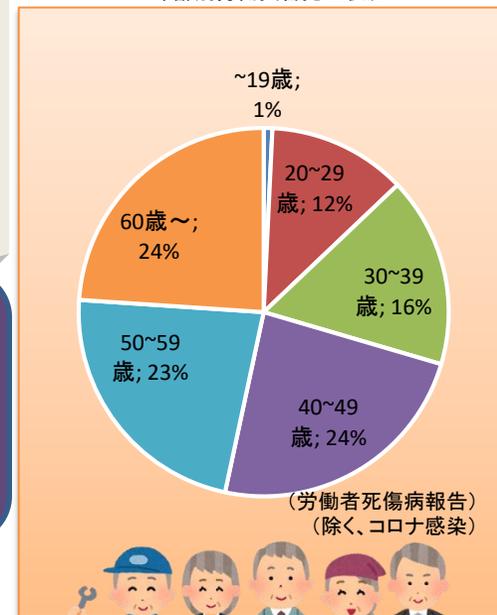
アウトカム指標

- ・ 増加が見込まれる60歳代以上の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
- ・ 外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに全体平均以下(全産業における令和4年の年千人率5.98(速報値))とする。

具体的取組事項

- ・ エイジフレンドリーガイドラインの周知について、集団指導・個別指導等のあらゆる機会に実施する。
- ・ 外国人労働者に対する災害防止教育の実施について、あらゆる機会をとらえて周知する。

令和4年速報値(5年1月末)
年齢別労働災害発生状況



外国人労働者 労働災害発生状況

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
外国人労働者数	1953	2203	2402	2233	2498
外国籍被災者数	0	1	7	10	11

(労働者死傷病報告)
(除く、コロナ感染)
(単位:人)

重点事項 業種別の労働災害防止対策の推進(陸上貨物運送業)

現状と施策の方向性

- ◆ 陸上貨物運送業における死傷災害の約6割が荷役作業時に発生しており、トラックからの墜落・転落災害が多数発生していることから、トラックからの荷の積み卸し作業に係る墜落・転落防止対策の充実強化を図る。
- ◆ 陸上貨物運送業の荷役作業における労働災害の多くが荷主事業者の敷地等において発生している実態等に対応するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の検討を踏まえ、荷主事業者対策に取り組む。
- ◆ 陸上貨物運送業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)に対して、荷役作業における安全ガイドラインの周知徹底を図る。

アウトプット指標

- ・ 「陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場の割合を2027年までに45%以上とする。

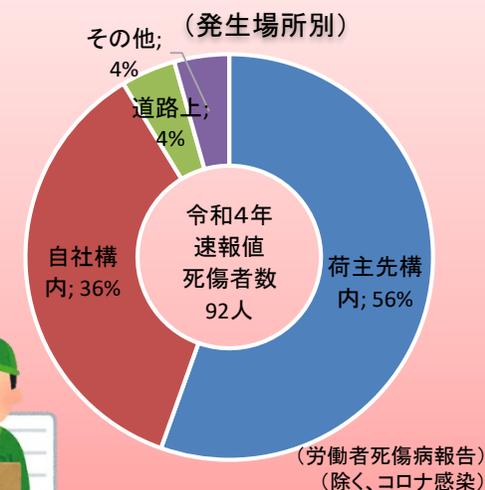
アウトカム指標

- ・ 陸上貨物運送業の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。

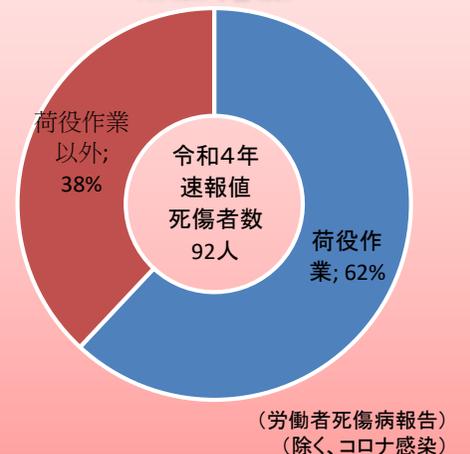
具体的取組事項

- ・ 集団指導及び個別指導等における「荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知。
- ・ 陸災防秋田県支部と連携し、荷主に対する集団指導及び荷役作業時の災害に対するコンサルタント事業等を実施する。
- ・ 荷主等と陸運事業者との連携・協力促進協議会への参加。
- ・ 安全運転管理者講習での交通労働災害防止ガイドラインの周知。

陸上貨物運送業労働災害発生状況



(作業内容別)



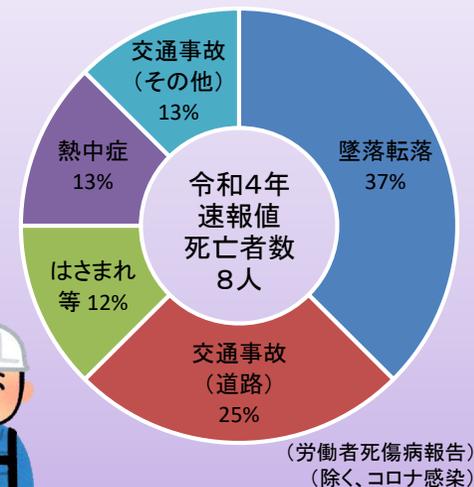
重点事項 業種別の労働災害防止対策の推進(建設業)

現状と施策の方向性

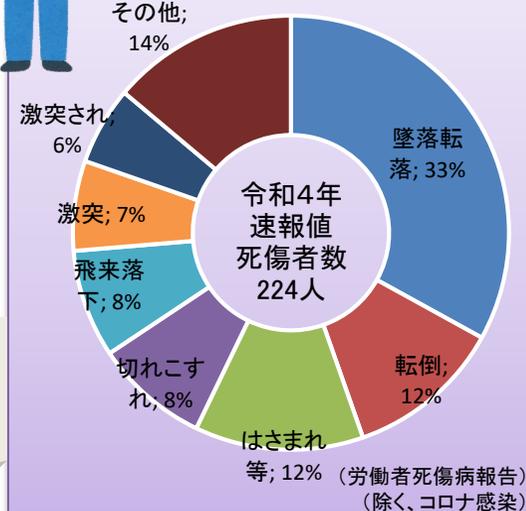
- ◆ 建設業における死亡災害の約4割が墜落・転落災害であることから、「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合報告書」(令和4年10月28日公表)を踏まえ、足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等墜落・転落災害防止対策の充実強化を図る。
- ◆ 地震、台風、大雨等の自然災害に被災した地域の復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底を図る。
- ◆ 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年12月16日法律第111号)に基づき、国土交通省と緊密な連携の下に、建設工事従事者の安全及び健康の確保に取り組む。
- ◆ 「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「騒音障害防止のためのガイドライン」の周知・指導などの健康障害防止対策の推進を図る。

建設業労働災害発生状況

建設業 死亡災害 事故の型別



建設業 休業災害 事故の型別



アウトプット指標

- ・ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。

アウトカム指標

- ・ 建設業の死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。

具体的取組事項

- ・ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントの周知について、集団指導及び個別指導等のあらゆる機会に実施する。
- ・ 熱中症及び騒音障害防止に係る対策について、各ガイドラインに基づく指導を実施する。
- ・ 建設工事関係者との連絡会議を開催し、安全衛生に配慮した発注等について協議する。

重点事項 業種別の労働災害防止対策の推進(製造業)

現状と施策の方向性

- ◆ 厚生労働省において、製造業で使用される機械等について、国際整合化などの技術の進展に対応した安全基準(ボイラー構造規格等)の見直しを行い、その内容の周知を図る。
- ◆ 厚生労働省が行う、作業手順の理解や危険への感受性を高めるためのVRの活用について、より安全に資するものとなるよう所要の要件を検討した内容の周知を図る。
- ◆ 機能安全を活用し、危険な作業を信頼性の高い技術で置き換えることを通じて、現場の作業者が労働災害に被災するリスクを低減させる取組を推進する。

アウトプット指標

- ・ 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。

アウトカム指標

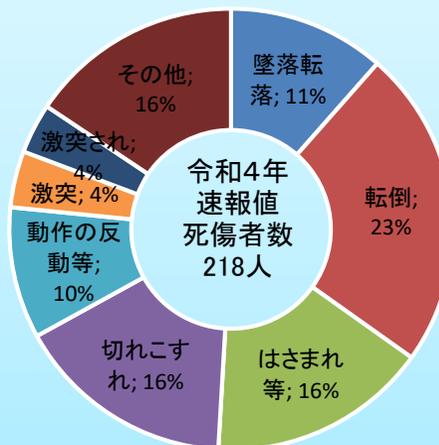
- ・ 製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。

具体的取組事項

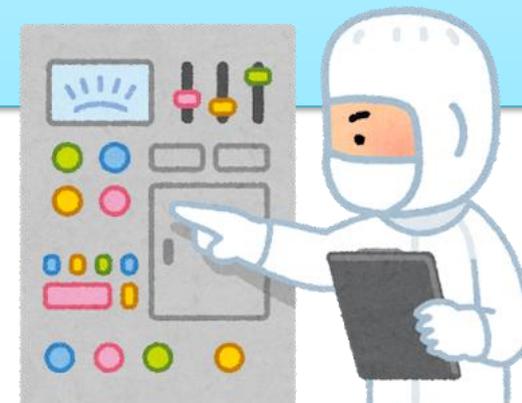
- ・ 機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害について、監督指導を実施する。
- ・ 作業(非定常時を含む)における労働災害防止のため、集団指導及び個別指導時にリスクアセスメントの実施を指導する。

製造業労働災害発生状況

製造業 休業災害 事故の型別



(労働者死傷病報告)
(除く、コロナ感染)



重点事項 業種別の労働災害防止対策の推進(林業)

現状と施策の方向性

- ◆ 小規模事業場における労働災害が多い状況にも留意し、立木の伐倒時の措置、かかり木処理の禁止事項の徹底を図るとともに、下肢を保護する防護衣の着用の徹底等を図る。また、伐木等作業の安全ガイドライン、林業の緊急連絡体制整備ガイドラインの周知徹底を図る。
- ◆ 森林管理署や秋田県、林災防秋田県支部等と連携し、関係機関連絡会議の開催、労働災害情報の共有、合同パトロールの実施、労働災害防止団体の安全管理士や都道府県の林業普及指導員等による指導等、各機関が協力した取組を促進するとともに、発注機関との連携を強化し、労働者の安全と健康を確保するために必要な措置を講ずるよう取組を進める。

アウトプット指標

- ・ 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

アウトカム指標

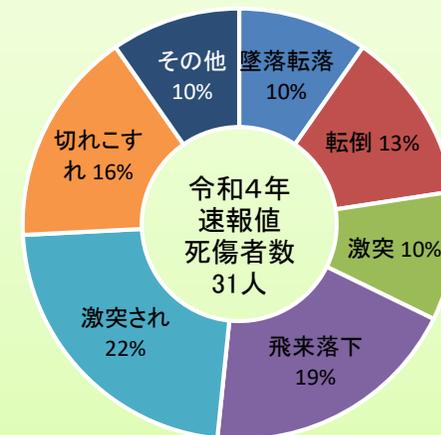
- ・ 林業の死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。

具体的取組事項

- ・ 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」等について、集団指導及び個別指導等のあらゆる機会に周知を行う。
- ・ 立木伐倒時の安全対策、かかり木処理における禁止事項及び保護衣の適切な使用等について、集団指導及び個別指導等のあらゆる機会に指導を実施する。

林業労働災害発生状況

林業 休業災害 事故の型別



令和4年
速報値
死傷者数
31人

(労働者死傷病報告)
(除く、コロナ感染)



重点事項 労働者の健康確保対策の推進(メンタルヘルス対策・産業保健活動の推進)

現状と施策の方向性

- ・当局が実施しているメンタルヘルス対策に係る自主点検において、取り組んでいる事業場の割合は労働者数**50人以上**の事業場では**96.8%**である。一方、労働者数50人未満の小規模事業場の取組率は、**30～49人で73.8%、20～29人で62.5%**となっており、労働者数30人未満の事業場において、メンタルヘルス対策への取組が伸び悩んでいる。令和5年1月末時点の**全体の取組率は77.8%**。
- ・産業医の選任義務のない50人未満の事業場では産業保健活動が低調な傾向にあるため、産業保健体制の確保と活動の推進が必要である。
- ・秋田県においては通院者の割合が3割を超えている(平成31年:34.7%(国民生活基礎調査))、一方で、治療と仕事の両立できる取組を行っている事業場の割合は、労働者数50人以上の事業場に対して令和4年度に当局が実施した実態調査によれば**72.7%**(令和5年1月末)で十分とは言えない状況である。

アウトプット指標

- ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場(労働者20人以上)の割合を**2027年までに80%以上**とする。
- ・40～49人の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を**2027年までに50%以上**とする。
- ・必要な産業保健サービス(健康診断結果に基づく保健指導、健康診断で所見が認められた者等に対する指導等)を提供している事業場の割合を**2027年までに80%以上**とする。



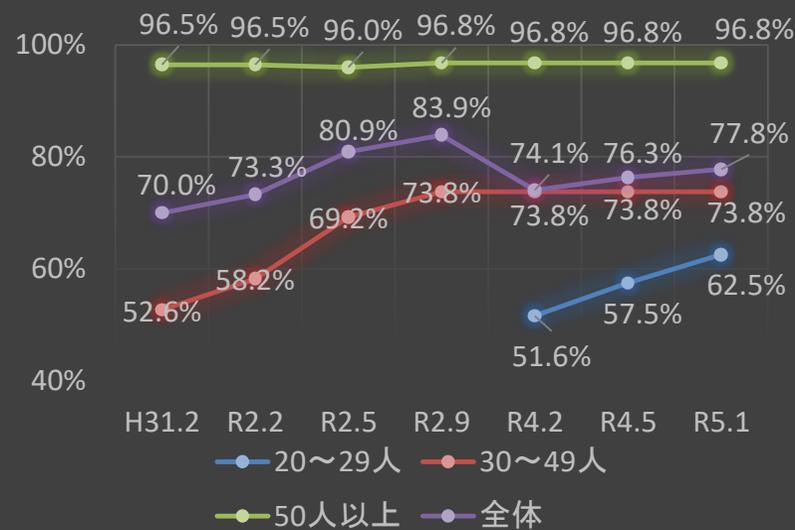
アウトカム指標

- ・自分の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスがあると**する労働者の割合を2027年までに50%未満**とする。

具体的取組事項

- ・労働者20人以上の事業者に対してメンタルヘルス対策に関する自主点検を実施する。
- ・労働者40～49人の小規模事業場におけるストレスチェック実施に関する自主点検を実施する。
- ・各種説明会、指導時等の機会に秋田産業保健総合支援センターの活用を周知する。
- ・労働者50人以上の事業者に対して治療と仕事の両立支援に関する実態調査を実施する。
- ・労働者50人以上の事業者で働く労働者に対して仕事や職業生活で強い不安、悩み、ストレスの有無、その内容についての実態調査を実施する。

メンタルヘルス取組率



重点事項 労働者の健康確保対策の推進(過重労働対策)

現状と施策の方向性

- ・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週60時間以上の雇用者の割合を減少させ、時間外・休日労働を削減する必要がある。
- ・年次有給休暇の取得率は、横ばいとなっている(令和2年:56.4% 令和3年:55.2% 秋田県就労条件総合調査)ことから、引き続き、年次有給休暇の取得を促進し、年次有給休暇を取得しやすい環境を整備する必要がある。
- ・労働者の健康保持や仕事と生活の調和を図るため、生活時間や睡眠時間の確保に有効な勤務間インターバル制度の導入を促進する必要がある。

アウトプット指標

- ・企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。
- ・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。

アウトカム指標

- ・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。

具体的取組事項

- ・10月の「年次有給休暇取得促進月間」や年次有給休暇の取得しやすい時季に周知広報を行う。
- ・勤務間インターバル制度の導入マニュアルや「働き方改革推進支援助成金(勤務間インターバル導入コース)」を活用して、長時間労働が懸念される企業への導入促進を図る。
- ・年次有給休暇の取得促進や勤務間インターバル制度の導入状況の把握、導入の働きかけを、集団指導や自主点検、SNS等あらゆる機会を捉えて行う。
- ・労働者50人以上の事業者に対して勤務間インターバル制度を導入している割合を調べるための実態調査を実施する。
- ・労働者50人以上の事業者に対して週40時間以上である雇用者のうち、週60時間以上の雇用者の割合を調べるための実態調査を実施する。

重点事項 化学物質等による健康障害防止対策の推進



現状と施策の方向性

- ・化学物質の性状に関連の強い労働災害(有害物等との接触、爆発、火災によるもの)が年間**約5件**発生しており減少がみられない。業種別には、製造業のみならず、建設業、第三次産業も多い。特定化学物質障害予防規則等による個別規制対象外の物質による災害が**約8割**。
- ・建築物の解体工事が増えてくるため石綿ばく露防止対策の確保、推進が必要。じん肺新規有所見者は減少しているが依然として発生。
- ・熱中症により、全国では毎年20人以上の労働者が死亡しており、秋田県でも令和4年に1人が死亡している。

アウトプット指標

- ・労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示、安全データシート(以下「SDS」という。)の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場(製造業)の割合を2025年までにそれぞれ**80%以上**とする。
- ・労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場(製造業)の割合を2025年までに80%以上とするとともにリスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場(製造業)の割合を2027年までに**80%以上**とする。
- ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場(建設業)の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

アウトカム指標

- ・化学物質の性状に関連の強い死傷災害(有害物等との接触、爆発、火災によるもの)の件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、**2023年から2027年までの5年間で、5%以上減少**させる。
- ・増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率[※]を第13次労働災害防止計画期間と比較して**減少**させる。※当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの

具体的取組事項

- ・製造業に対して化学物質等による健康障害防止対策についての説明会を開催し、管理状況について自主点検を実施する。また、化学物質を販売する事業者を把握し、化学物質等による健康障害防止対策についての説明会を開催する。
- ・建設業に対して暑さ指数の把握を含めた熱中症予防のための取組を行っている割合を調査するため自主点検を実施する。
- ・石綿障害予防規則に関する説明会を開催する。
- ・粉じんばく露作業に伴う労働者の健康を防止するため第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。